

別府中学校 生徒会選挙規定

第1章 総 則

- 第1条 この規定は生徒会会則第4章第47条の規定に基づき役員選挙について適用する。
- 第2条 選挙は毎年12月中に行う。
- 第3条 会員はすべて選挙権、被選挙権を有する。ただし、選挙管理委員及び3年生は、被選挙権を有しない。

第2章 選挙管理委員会

- 第4条 選挙事務を管理するため選挙管理委員会を置く。
- 第5条 選挙管理委員会（以下委員会と称す）は各学級より選出された選挙管理委員（以下委員と称す）によって構成する。
- 第6条 委員会は委員の互選で1名の委員長を置き、委員は選挙前より選挙終了までの選挙管理事務を行う。
- 第7条 委員会は次の事を行う。
- 1 選挙の公示
 - 2 選挙人名簿の作成
 - 3 投票用紙の作成
 - 4 ポスター用紙の準備
 - 5 啓蒙ポスターの作成
 - 6 立候補の受付及び発表
 - 7 立会演説会の開催
 - 8 解任請求署名の審査
 - 9 信任投票の受付発表
 - 10 投票・開票の管理
 - 11 当選の発表
 - 12 その他選挙に関する一切の業務

第3章 立候補

- 第8条 役員の選出は2年生よりの立候補制とする。
- 第9条 立候補者は学級の推薦を受け、責任者明記の上、所定の期日に委員会に提出する。
- 第10条 責任者は立候補者並びに運動員の行為その他すべての点において責任をもつ。

第4章 選挙運動

- 第11条 選挙運動の期日は選挙の期日の前5日間とする。
- 第12条 投票の強要をしてはならない。
- 第13条 ポスターは画用紙1人3枚とし、委員会の検印したものを所定の位置にはらなければならない。
- 第14条 投票所にはポスターをはり出してはならない。
- 第15条 立候補者は期間中に1回、所定の時間に校内放送を通じて演説することができる。
- 第16条 立候補者及び応援弁士は委員会の主催する立会演説会において、意見発表をすることができる。
- 第17条 立候補者及び応援弁士は選挙前日まで、所定の時間に所定の場所で推薦演説をすることができる。
- 第18条 委員は一切の選挙運動をしてはならない。

第5章 選挙

- 第19条 選挙は公示の日より2週間以内に行う。
- 第20条 選挙は有効投票数が3分の2以上に達したとき、その効力を発する。
- 第21条 選挙において有効投票の最も多い者を会長とする。副会長は会長が委嘱する。会長・副会長を本部役員といい校長が認証する。
- 第22条 執行委員は1・2年生より会長が委嘱し校長が選任する。
- 第23条 執行委員は生徒会各委員会の委員長・副委員長をつとめる。

第6章 信任投票

- 第24条 信任投票は生徒会会則第2章第12条によりこれを行う。
- 第25条 生徒会会則第2章第12条により解任講求をしたとき請求書には署名を明確にし、その 事の由を簡条書にして委員会に提出しなければならない。
- 第26条 委員は請求書を受理したとき、公示をもって会員に通知しなければならない。
- 第27条 被信任投票者は投票まで意見発表ができる。
- 第28条 投票は公示の日より5日以内に行う。
- 第29条 信任投票の結果、会員の3分の2以上が不信任を表明したとき、被信任投票者は解任される。

第7章 補 則

- 第30条 選挙の結果は学校長に報告すると共に、会員に公示発表する。
- 第31条 役員に欠員を生じたときは10日以内に補欠選挙を行い、その任期は残任期間とする。
- 第32条 本会則は昭和60年4月1日よりこれを実施する。

昭和60年 4月 制定
平成 9年12月 一部改正
平成16年12月 一部改正